登録事項証明書交付等申請

船舶法施行細則第29 条

（総トン数２０トン以上の日本船舶）

【申請対象者】

登録事項証明書の交付（又は船舶原簿の閲覧）を請求しようとする者

【提出時期】

随時

【申請書様式】

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書〔申請書式第12 号〕

【添付書類】

なし

【手数料】（船舶法施行細則第51 条）

* 登録事項証明書の交付　1通につき ９００円
  + 所定の様式〔申請書式第12 号〕に収入印紙を貼付
* 船舶原簿の閲覧 １船舶１回につき ４５０円
  + 所定の様式〔申請書式第12 号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）